

生徒心得

- 1 本校の教育方針を理解し、授業及び各分野での積極的な活動を通じて、自己の資質向上に努めること。
- 2 佐野高生としての自覚と誇りを持ち、いかなる時も正しい言動を心がけること。
- 3 学業を重んじ、授業を大切にすること。
- 4 法令に違反したり、問題行動を起こさないこと。
- 5 生徒心得(細則)を遵守すること。

生徒心得(細則)

【禁止事項】

次の行為をした生徒は、懲戒(退学・停学・訓告)の対象となる。

1 法令違反

- (1) シンナー・覚醒剤などの薬物乱用
- (2) 出会い系サイトへの誘引行為・援助交際・売春・買春
- (3) 窃盗(万引き)・恐喝・賭博・不正乗車・盗撮
- (4) 飲酒・喫煙・暴力・故意の公共物破損・暴走行為
- (5) その他の犯罪行為

2 問題行動

- (1) 対教師暴言・暴力
- (2) 授業妨害
- (3) 定期考査・授業内テスト等、成績に関わる不正行為
- (4) バイク・自動車での通学及び制服での運転
- (5) その他の問題行動

【その他の禁止事項】

- (1) 授業の妨げとなる行為(遅刻・携帯電話・その他)
- (2) 怠学
- (3) 無断欠席早退や無許可外出
- (4) 制服の変形・標準服装以外の着用
- (5) 髪を染める、脱色する等の行為
- (6) ピアス・ネックレス・その他装飾品着用
- (7) サンドル・スリッパなどでの登校
- (8) 校内スリッパでの外出

【服装】

- 1 生徒は、次の標準服装を着用すること。
 - (1) 制服
 - (2) 防寒着・マフラー
登下校時にかぎり着用してもよい。
- 2 病気や怪我などにより、標準服装を着用できない場合は、担任を通じて生徒指導部まで申し出ること。
- 3 クールビズ期間（5/1～10/31）については、ブレザー、ネクタイ、リボンの着用はしなくてもよい。

【校内生活】

- 1 挨拶の励行。
- 2 授業遅刻や携帯電話の使用など、他人に迷惑をかけないように心がけること。
- 3 貴重品は必ず活動場所に持参し盗難被害に遭わないように万全を期すこと。
また、所持品には記名し、自己管理を徹底すること。
- 4 教室内では、防寒着(コート・マフラー・ジャケットなど)を脱ぐこと。
- 5 登校後の外出は禁止。やむを得ず外出しなければならない場合は担任に申し出て許可を得ること。
- 6 校舎や備品は大切に扱うこと。万一、誤って破損した場合は、事務室か関係教員に申し出ること。
- 7 みだりに金品の貸し借りをしないこと。
- 8 教室・ロッカーなど、身の回りを整理整頓するとともに、担当区域の清掃を徹底し、校内美化に努めること。
- 9 食堂の利用時間は、所定の時間のみとする。
- 10 校内でポスターなどを掲示する場合、まず、クラス関係は学級担任、クラブ関係は部顧問の許可を受ける。次に、生徒会の許可を受けて掲示場所などの指示を仰ぐこと。

【通学】

- 1 通学は交通規則やマナーを守るとともに、事件や事故に巻き込まれないよう十分注意すること。
- 2 8時30分の予鈴までに登校し、SHRに遅刻しないこと。
- 3 下校時刻は17時とする。以後の活動は、関係教員の付添が必要となる。

【校外生活】

- 1 学校外においても、社会規範やマナーを守り、事件や事故に巻き込まれないよう注意すること。
- 2 学校休業日などの外出時は、行動内容を保護者に説明し、家庭との連絡を密にすること。

【願・届など】

- 1 次の場合は所定の用紙に記入・保護者捺印の上、学級担任へ申し出ること。
 - * 本人・保護者・保証人の異動
 - * 住所変更
 - * 休学・復学 転学・退学・留学・帰学
 - * 生徒証明書の再発行
 - * 学割学割の発行は原則として学校休業日とする。ただし、受験・大会派遣などはその限りではない。
- 2 欠席・遅刻・忌引などは、必ず保護者から学級担任に連絡すること。
忌引の場合、父母(5日)・祖父母兄弟姉妹(3日)・その他親族(1日)は、欠席・欠課扱いしない。

【その他】

- 1 悩み・相談・不安・痴漢被害などは、教育相談室を利用して下さい。
- 2 事件・事故については、速やかに担任へ連絡すること。
- 3 携帯電話の利用は、公共のマナーを守ること。(授業中使用禁止)
- 4 遺失物・拾得物・盗難は、速やかに生徒指導部に届け出ること。
- 5 アルバイトについては原則として禁止する。やむを得ない事情等がある場合は、保護者の責任で判断してもらうこと。